

予防カフェ 会則

第1章 総則

第1条(名称) 本会は、「予防カフェ」と称する。

第2条(目的) 本会は、医療、介護、防災等の国家資格を有する専門家が中心となり、地域住民に対し包括的な「予防」に関する活動を行うとともに、これらを支える次世代の担い手を育成することを目的とする。

第2章 事業

第3条(事業) 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 多職種連携による予防事業(各種講座・研修、体験訓練等)
2. 担い手育成事業(学生・地域住民への専門スキル伝達、養成講座の実施)
3. 地域交流拠点(予防カフェ)の運営及び情報発信
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び役員

第4条(会員) 本会の会員は、本会の目的に賛同する個人または団体とする。

第5条(役員) 本会に次の役員を置く。役員任期は1年とし、再任を妨げない。

1. 代表(1名)
2. 副代表(1名)
3. 監事(1名)

第4章 会計

第6条(資産) 本会の資産は、会費、寄付金、事業収入、助成金をもって構成する。

第7条(会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条(費用弁償及び謝金)

1. 本会の活動に従事する者に対し、実費相当額の交通費及び専門的知見への謝金を支払うことができる。
2. 前項の支払いは、原則として受取人が指定する銀行口座への振込によって行う。振込に係る手数料は本会の負担とする。
3. 支払いは、毎月月末に締め切り、翌月末日までに振り込むものとする。
4. 本条の支払いは非営利活動への謝礼または実費弁償であり、雇用に基づく給与ではない。受取人は、自身の年間受領額が確定申告を要する範囲に該当するか、自己の責任において管理するものとする。

令和8年5月5日施行

代表 河野スミ子